

# 消防法令改正に伴い、火を使用する、すべての飲食店に消火器の設置が義務付けられます！

2016年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、火気を使用する飲食店に対する消防法令が改正されました。これにより、小規模な飲食店にも**2019年10月1日**から消火器の設置が義務化になります。

## 対象となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 飲食店の**延べ面積が150㎡未満**  
※延べ面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。
- 2 業として飲食物を提供するため、**こんろ等の火を使用する設備又は器具**を設けている。



## 消火器の設置が免除となる場合

調理油過熱防止装置など、全ての火を使用する設備又は器具に「**防火上有効な措置**」を設けている場合。

※熱源が電気のみので設備又は器具は、直接火を使用するわけではないため、「火を使用する設備又は器具」には含まれません。

防火上有効な措置とは・・・調理油過熱防止装置  
自動消火装置  
圧力感知安全装置



## 【防火上有効な措置の例】



### 調理油過熱防止装置

鍋等の過度な温度上昇を検知して、自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置

### 自動消火装置

厨房設備における温度上昇を検知して自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置

### 圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を検知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガス供給が停止されることにより火を消す装置



調理油過熱防止装置



自動消火装置



圧力感知安全装置

## 消防用設備等の点検・結果報告

今回の法令改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6ヶ月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

○機器点検：6ヶ月に1回

○点検報告：1年に1回

### <お問い合わせ先>

島原地域広域市町村圏組合

□島原消防署 TEL 0957-62-0119

□北分署 TEL 0957-78-2870

□南島原消防署 TEL 0957-82-2479

□消防本部予防課 TEL 0957-62-5857

□布津分署 TEL 0957-72-2383

□有馬分署 TEL 0957-85-2399

□口之津分署 TEL 0957-86-2098